

チャレンジ「交通労働災害0」

大阪府下の交通労働災害は、労働者による死亡災害の約3割を占め、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

そのため、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などにも配慮しつつ、「交通労働災害0」にチャレンジして下さい。

業種別交通労働災害発生状況



チェック項目

1	睡眠不足・飲酒や薬剤等の影響はありませんか？	
2	交通危険予知訓練（KY）を実施しましたか？	
3	走行計画を把握・理解していますか？	
4	急な天候の変化など気象情報を確認しましたか？	
5	乗車・走行前の車両の日常点検整備を行いましたか？	
6	今日も一日ご安全に活動に取り組んでいますか？	

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

- ☑ **二輪車運転対策**
 - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を底する。
 - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



特に冬期に必要な配慮

- ☑ **視認性向上**
 - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
 - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
 - ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
 - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
 - ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
 - ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通労働災害防止の意識高揚**
 - ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
 - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。
- ☑ **教育の実施**
 - ・以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
 - ・十分な睡眠時間の必要性の理解
 - ・飲酒による運転への影響の理解
 - ・交通危険予知訓練による安全確保
 - ・交通安全情報マップによる実態把握
- ☑ **その他**
 - ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
 - ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
 - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
 - ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

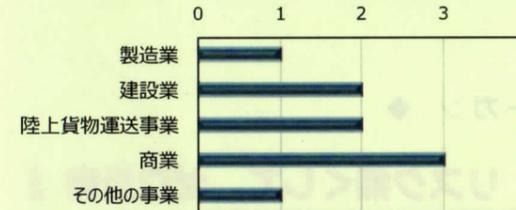
- 交通労働災害を防止するために
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>
- 交通労働災害の現状と防止対策
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止

交通労働災害の現状と防止対策

チャレンジ「墜落・転落災害0」

業種別・墜落・転落災害発生状況



大阪府下の墜落・転落災害は、労働者による死亡災害の約3割近くを占めています。

また、墜落・転落災害は重篤な災害に繋がりがやすく、死亡災害も毎年、発生しています。

各事業場におかれましては、職場の安全点検を実施し、「墜落・転落災害ゼロ」にチャレンジして下さい。

チェック項目

1	作業床を設けていますか？	
2	作業床に、手すり、下さんはついていますか？	
3	作業床が困難な場合は、フルハーネス型墜落制止用器具（安全带）を使用していますか？	
4	開口部などには、囲いなどを設けていますか？	
5	安全パトロールを行っていますか？	
6	命綱 GO 活動に取り組んでいますか？	

すべての作業者を墜落・転落災害から守るために

安全帯の確実な使用

- ☑ 「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことを定めたルールを作りましょう
- 1 元方事業者
 - (1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視しましょう。
 - (2) 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。
- 2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等
 - (1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。
 - (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。



二丁掛けフルハーネス型安全帯の使用

【二丁掛け安全帯】を基本に足場や鉄骨の組立て等の作業時は墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯を使用しましょう。

安全帯のガイドライン
第4の2の(2)のⅠ及び第4の3の(2)のⅠ参照

危険体感教育・訓練の実施

現場の中にある様々な危険を実際の設備を使って具体的に経験・体験することで「見て、聞いて、触れて、感じる」という人間の五感をおとして危険に対する感受性を向上させる効果があります。胴ベルトでは内臓や腰骨への衝撃も大きく、身動きがとれませんが、ハーネス型は頭部が下になることなく、救出されるまでの負担も少ないと言われています。



安全帯取付設備の設置

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
- 足場の最上層などで組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。

開口部周辺作業

- 開口部周りの照明は明るく保ちましょう。
- 飛来落下防止用の養生ネットが設けられていることを確認しましょう。
- 高さ85cm以上の手すりが設けられていることを確認しましょう。
- 物の落下防止用幅木が設置されていることを確認しましょう。
- 開口部付近には材料を置かないようにしましょう。
- 開口部手すりに材料を載せかけてはいけません。

「安全帯の規格」を改正した新規格「墜落制止用器具の規格」を告示しました
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03290.html

墜落制止用器具の規格
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74ab6770&dataType=0&pageNo=1

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

墜落制止用器具の改正

墜落制止用器具の規格

墜落制止用器具のガイドライン